

ヨリ茲ニ一頓挫ヲ来シタルカ多数職工ハ之
 ンガ為メ後難ヲ怖レテカ依然トシテ入場セ
 ズ新幹部ヲ選出シテ善後策ニツテ副業セル
 又既ニ觀勢ヲ維持スルニ由テ一方会社側
 亦出勤者寡少ニシテ作業開始スル能ハス兩
 者共ニ全ク策盡キタルノ状態トテ十一月
 十三日會社側營業部長田中啓吉ハ月島署長
 ヲ訪ヒ調停ヲ依頼シ来リ又今日職工側新幹
 部佐々木常弥外数名全署長ニ適當ナル名目
 ノ下ニ解決方ノ斡旋ヲ依頼シ来ルニ至レリ
 仍テ全署長ハ翌十四日兩者ヲ招致双方ノ意
 見ヲ徹シテ先記解決條件ヲ得テ兩者ニ諾シテ
 ルニ共ニ異議ナク十八日ヨリ出勤就業ト決

シ茲ニ漸ク月餘ノ久シク一旦ノ紛争ヲ重市
 タル本事件ニ解決ノ運ヒトナレリ

解決條件

- 一 増給一錢七厘乃至一錢三厘
 - 二 解雇者五十五名ニ對シテハ會社ノ規定ノ
 外七千圓ヲ支給スルコト
 - 三 残留者ハ從前通り勤務者トシテ争議ニ依
 リ生活上困難ヲ来セルモノハ一人ニ付
 十圓先貸與スルコト
- 石川島造船所深川分工場 (發生十月十一日)
 深川區富川町三番地所在
- 一 争議ノ原因
 本工場ハ株式會社石川島造船所ノ分工場ニ